

食料・農業・農村政策審議会
食料産業部会
議事録

農林水産省食料産業局企画課

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会
議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 27 日（水）10:00～12:00
場 所：農林水産省第 3 特別会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 第 9 次中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の
指定の解除について

4. 報告事項

- (1) 「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップについて
- (2) グローバルな「食市場」の獲得について
- (3) 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」について
- (4) その他

5. 閉 会

○國井企画課長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので「食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日進行役を務めさせていただきます食料産業局企画課長の國井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、開始いたします。

本日、本部会に加治屋農林水産副大臣に御出席をしていただく予定でございましたけれども、急遽国会対応が入りまして、まことに恐縮でございますが、出席することができなくなりましたので、針原食料産業局長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○針原食料産業局長 おはようございます。加治屋副大臣の代理として御挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様には、お忙しいところ本審議会に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

先月は懇談会という形で開かせていただきました。貴重な御意見を賜ったわけでございますが、本日は、法定審議事項でございます中央卸売市場整備計画の変更等について御審議いただきたいと存じております。その他「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップ、あるいはグローバルな「食市場」の獲得に向けた課題、先物市場の最近の動向と最近の政策動向につきましても委員の皆様に御報告を申し上げ、御意見を賜りたいと存じております。

政府全体では、成長戦略の策定に向けて、急ピッチで作業が進められております。農林水産省におきましても、昨日、「攻めの農林水産業の推進本部・地方農政局長等会議」を開催いたしました。地方農政局長等はテレビで参加したわけですが、地方の色々な取組を「現場の宝」として、それをどのように生かして新しい政策につなげていくのかということを省内全体で考えておるわけでございます。とりわけ食料産業局は、攻めの政策の一番中核を担っている局であるという自覚を持って、私どもは積極的な政策展開を図ってまいりたいと思っております。

本日、委員の皆様の貴重な御意見を伺いながら、これが日本の農政全体、あるいは国政全体に生かされるように、私どもは努力してまいりたいと思いますので、本日は御潤達な御議論を賜りたいと存じております。

以上をもちまして、御挨拶にかえさせていただきます。

○國井企画課長 局長、ありがとうございました。

さて、カメラ撮影につきましては冒頭までとなっておりますので、ここまでとさせていただきます。

議事に入る前に、本日の委員の皆様の御出席状況でございますが、新浪委員、西辻委員、根本委員におかれましては、日程の調整がつかず、欠席となつてございます。

農林水産省側の出席者につきましては、お手元の座席表のとおりでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧をお配りしてございますけれども、議事次第、座席表、委員名簿、資料1～資料4までを配付させていただいております。

不足などがございましたら、お申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ではございますが、山口部会長におかれましては、以後の司会をよろしくお願ひいたします。

○山口部会長　おはようございます。

それでは、ただいまから私のほうで議事を進行させていただきます。

委員の皆様は、大変御多用の中だと思いますが、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の議事の進め方について、まず御説明します。

本日は、まず本部会の諮問事項である「第9次中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定の解除」について御審議をいただきます。

その後、事務局から報告事項が3点あります。

1点目は「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップについて事務局から説明をいただいて、ここで皆さんから意見をいただくことにいたします。

その後、残りの2つの報告事項について、まとめて事務局から御説明をし、御意見をいただくという進め方をしたいと思います。事務局及び委員各位におかれましては、限られた時間ですので、効率よく円滑な進行に御協力をいただければありがたく存じます。

なお、本会議につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定によりまして、会議は公開ということになっております。また、本部会における皆様の御発言につきましては、審議会議事規則第4条の規定によりまして、議事録として取りまとめをし、皆さんに御確認をいただいた上で公開をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず「第9次中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定の解除」に関する諮問をお願いしたいと思います。

本件につきましては、審議会令等において本部会で審議することになっており、農林水産大臣からの諮問について、本部会でお受けし、委員の皆様に御審議をいただきます。

まず、審議に先立ちまして、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、続いて、資料説明ということになります。

それでは、お願ひいたします。

○秋山卸売市場室長　卸売市場室長でございます。

今回の諮問案件は、ただいま部会長からお話しがございましたとおり、2件でございます。

まず1つ目の諮問案件についてでございますが、資料1-1を朗読させていただきたいと存じます。

24食産第6111号
平成25年3月27日

食料・農業・農村政策審議会

会長 熊倉 功夫 殿

農林水産大臣 林 芳正

中央卸売市場整備計画の変更について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和26年法律第35号）第5条第1項の規定に基づき定める中央卸売市場整備計画について別紙のとおり変更したいので、同条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

なお、本日の諮問及び答申の手続につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第6項の規定などによりまして、食料産業部会の議決は、食料・農業・農村政策審議会の議決とみなされておりますので御報告申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明したいと存じます。

資料1－1を1枚おめくりいただきまして「別紙」とございます。また、御説明は資料1－3でございます。この両方をお手元にお願い申し上げて、御説明させていただきたいと存じます。

資料1－3、A4縦使いの資料でございます。

「I 経緯」でございます。

「中央卸売市場整備計画」は、おおむね5年に1度定めることとされておりまして、平成23年3月に第9次の整備計画を定めたところでございます。この中に、再編基準に合致した市場が記載され、24年度末、今月末までに再編措置の内容を決定することとされております。

今般、新たに再編措置の取組内容が決定いたしました市場について、その取組内容を盛り込む変更などを行うものでございます。

「II 第9次中央卸売市場整備計画の変更（案）の概要」でございます。

変更点は、大きくは3つございます。

まず1つ目は、1番にありますとおり、再編措置の内容が関係者間の話し合いによりまして決定した市場につき、その内容を整備計画に記載するものでございます。

（1）青果部のみ再編を行うものといたしましては、姫路市中央卸売市場が平成27年4月に地方卸売市場へ転換を図るものでございます。

（2）水産物部のみ再編を行うものといたしましては、宮崎市中央卸売市場が平成25年4月に、高知市中央卸売市場が平成26年度末までにそれぞれ地方市場への転換を図るというものでございます。

東京都中央卸売市場大田市場及び足立市場は、集荷・販売面において築地市場と連携を図るというものでございます。

(3) 花き部のみ再編を行うものといたしましては、いわき市中央卸売市場が平成28年4月に、青森市中央卸売市場が28年度末までに、それぞれ地方転換を図るというものでございます。

(4) 青果部・水産物部の再編を行うものといたしましては、千葉市中央卸売市場と船橋市中央卸売市場が、同じく平成26年4月に地方市場への転換を図るというものでございます。

(5) 青果部・水産物部・花き部の再編を行うものといたしましては、福島市中央卸売市場が平成26年4月に地方転換を図るというものでございます。

横浜市中央卸売市場南部市場につきましては、青果部及び水産物部が平成26年度末までに横浜市中央卸売市場本場と統合し廃止し、花き部が平成27年4月に地方市場へ転換を図るというものでございます。

なお、一番下に※で記載しておりますけれども、平成23年の第9次整備計画の策定時に再編基準に合致しました市場と再編基準に合致しませんが開設者自体の御判断で再編措置を行う市場とが、以上、申し上げた市場の中に含まれてございます。

2ページ、変更点の2つ目でございます。再編措置を行ってから5年以上が経過した市場を整備計画（別添1）から削除するものでございます。

川崎市中央卸売市場南部市場から、以下、佐世保市中央卸売市場千尽市場（花き部）までの7つの市場につきましては、再編を行ってから5年以上が経過しております、卸売市場施設整備の交付対象外となりましたことから、整備計画から削除するものでございます。

変更点の3つ目は、3番にございますとおり、平成25年4月に地方卸売市場へ転換する市場を整備計画（別添3）から削除するものでございます。

佐世保市中央卸売市場千尽市場、同水産市場は、平成25年4月に地方市場へ転換するため、必要に応じ施設の改善を図ることができる中央市場のリストであります別添3から削除するものでございます。

ただいま御説明を申し上げました内容につきまして、具体的な整備計画の書きぶりでございますが、お手元の資料1-1に「別紙」と書いてございます左右の対照表に若干触れさせていただきたいと存じます。

別添1といたしまして、ここでは各市場の再編措置の内容が記載されております。先ほどの変更点の1つ目として御説明いたしました再編措置の内容が決定した市場につきまして、この1ページ目から3ページ目にかけまして、左側の「変更案」というところに、その内容を盛り込んでございます。

2ページ目でございます。

先ほどの変更点の2つ目として御説明いたしました再編措置を行ってから5年以上が経

過しております市場につきまして、2ページ目の中ほど右側「川崎市中央卸売市場南部市場」というところから、3ページ目の頭「佐世保市中央卸売市場干尽市場」のところまでにおきまして、左側の欄で削るということで削除をいたしておるところでございます。

4ページ目でございます。

左側に別添3とございまして、必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場などのリストとなっておりますけれども、先ほど変更点の3つ目として御説明いたしました25年4月に地方卸売市場へ転換する2市場を、左側の欄にありますとおり削除いたしております。

以上が整備計画の変更についてでございます。

続きまして、2つ目の諮問案件、資料1-2でございます。

諮問文を朗読させていただきます。

24食産第6113号

平成25年3月27日

食料・農業・農村政策審議会

会長 熊倉 功夫 殿

農林水産大臣 林 芳正

中央卸売市場開設区域の変更について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第7条第1項の規定に基づき指定する中央卸売市場開設区域を別紙のとおり変更したいので、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚おめくりいただきまして、別紙をごらんいただきたいと存じます。

先ほども御説明しましたとおり、佐世保市中央卸売市場干尽市場、水産市場につきましては、平成25年4月に地方卸売市場へ転換するため、中央卸売市場開設区域の指定を解除するものでございます。

最後になりますが、本日の2つの諮問内容につきましては、関係の地方公共団体からは異議がない旨の御回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○山口部会長 今の説明について、御質問、御意見等がおありになる方はどうぞ。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 決められた手続に基づいて行われていることでのありますので、この諮問について異論ございません。

ただ、1つ確認したいと思いますのは、いわゆる再編とか、あるいは中央卸売市場から

地方卸売市場に転換というのは、基本的には卸売市場機能の強化とか、設備そのものをある意味では整備していくという全体の流れの中で進められていると思っております。

特に卸売市場は、例えば冷蔵、冷凍設備が大変旧式化しているとか、いろいろな問題を抱えているということなのですけれども、このような再編計画をしている過程の中でそのような、ある意味で前向きの話とか、それに対する将来的な投資とかという動きがあるのかどうかということについて確認させていただきます。

○山口部会長 どうぞ。

○秋山卸売市場室長 お答え申し上げます。

先ほど若干触れさせていただきましたけれども、中央市場から地方市場に再編の1つの形といたしまして転換をするというものがございました。その場合に、円滑な地方転換を進めるという観点から、地方転換後、5年間施設整備の対象に位置づけまして、今、お話ししがございました関連のコールドチェーン化のための施設なども始めまして、施設整備の対象になってございます。

今、国会で御審議中でございますけれども、平成25年度の予算案といたしまして、強い農業づくり交付金というものを位置づけてございまして、施設整備を通じました機能強化といったものも制度的に手当できるようになってございます。ありがとうございます。

○山口部会長 今の御質問の中には、ステップを踏むというのが答えでしたけれども、中央と地方の部分についての考え方についての御質問は含まれているのですね。

○三村委員 地方と中央が連携しながらということで、機能を集約したりといふことも含めて、少しどこか集中的に投資していくという考え方方が恐らく本来はあるのだろうと思いましたので、そういうことを含めて、そういう動きがあるのかどうかという話です。

○山口部会長 中央と地方についての定義づけなり、それぞれの位置づけについての説明を若干お願いします。

○秋山卸売市場室長 失礼いたしました。

中央卸売市場は、先ほどの質問の2つ目にありましたような、広範囲にわたります開設区域を設定し、そこにおける消費地市場の側面を強く持ちますけれども、価格形成となる重要な指標を形成する中央市場の機能がまずございますし、地方から消費地に向けて大規模な流通としての大きな集分荷機能というものを大きく果たしてもらえる市場が中央市場で現在おります。

あわせて、今回の再編の中では地方転換というものがございますけれども、地方転換の中では、今の日本における中央市場が担っているような大規模な流通、価格形成、そして大規模な集分荷、こういったものの傘のもとに地方市場というものが現在全国で千百余ございまして、流通の機能を中心に機能を果たしておられると思います。

先ほどの回答と接続いたすわけでございますけれども、中央市場は、今、申したような機能を果たしていただくための強い農協づくり交付金としての手当がありますとともに、今、申した方が千百余ございますが、その中の機能強化を図っていくための集中的な

投資で、転換した5年間は中央市場と並びの強い農業づくり交付金。

そして、今お話ししが若干あろうかと思いますけれども、地方は地方で、県のほうで整備計画を定めておられる、そういう統合ですとか、再編の動きの中で必要な支援を国としても行っているという状況でございます。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

○三村委員 一応、考え方を申し上げましたので。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 中央卸売市場の業務を行っております卸売業者として幾つかコメントをお願いしたいと思います。

この中で計画の変更そのものは、今、未定であった措置が具体化されております。このことにつきましては、農水省、開設者の努力に敬意を表するものでございますが、中央卸売市場につきましては、まず拠点機能の発揮が求められる中で、地域では特色ある卸売市場として、その役割を果たしていくことを志向する市場が地方転換しているわけでございます。

そういう中で、経営の自由度が向上、また簡素化、機能的な市場から見て妥当だということはわかります。そういう中で、こうした動きの残された市場。拠点市場を初めとしまして、よく検討していくべきものが戦略的経営展望ということで、将来ビジョンの中に盛り込まれておりますが、作成作業の中で、各市場の役割と位置づけをしっかりと考えていくよう、農水省のほうでも指導、助言をしていただければ強化になるのではなかろうかと考えております。

次に、計画変更に関連してですが、今後の卸売市場行政について幾つかお願いしたいことがございます。

まず第1に、多くの市場が戦略的経営展望をもう既に作成しております。こういう中で、内容につきましては、市場独自のものがあるわけでございます。そうした中で、展望の中で読ましていただきますと、共通課題の取り組みが示されております。そういう中で、これらの情報を収集・分析していただきまして、もう一度おさらいで恐縮なのですが、市場機能の取り組みに有意義なものを広く提案していただければ助かります。

第2に、現行の卸売市場法につきましては、戦略的経営展望から見て、今日的なものがあるわけでございますが、もう一度個人的には、やはり改正がまだ必要な部分が残っているのではなかろうかという点が見受けられます。これをまたいろいろな形の中で主導していただければ、本当に助かるわけでございます。

第3に、卸売市場整備予算につきまして、先ほどコールドチェーンの話も出ましたが、開設者の財政状況が厳しい中で、市場内の業者が取り組む整備につきましても、さらに弾力的な活用ができるような工夫と研究をぜひしていただきたいというのが、私ども市場を動かしている人間として、そういう研究をしていただければ本当にありがたいということ

でお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○山口部会長 3点のうち、2点目のみ改正すべき点が残っているというのは、具体的に何かイメージされているところは、例えどんなんところですか。

○大野委員 品目的な規制とかいうのはございませんが、輸出の場合には若干あるのです。そういうことで、コールドチェーンの部分と、輸出の場合、距離的な問題があって、生鮮ですのでなかなか難しい部分が出てまいります。距離的なもの、あるいは交通インフラの問題とか、運送インフラの問題とか、いろいろな問題が輸出入についても出てきているのが現状でございます。特に市場としては、港湾近く、あるいは施設面のあれについて、伸びせるところと伸びせないところのギャップをそういう面で捉えて見れば、若干違うところもございます。

そういうことで、具体的には列記して、また農水の方にお願いしたいと思います。きょうは準備しておりません。そういうことで、具体的な内容については、事務的に今後打ち合わせをさせていただきながら、盛り込んでもらえば非常に助かるなというところを整理してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口部会長 以上、3点について、1点目は農水ベースでまとめられている展望とそれぞれのマーケットが既に持っている展望とのすり合わせの話。

2点目は、例えば輸出も含めたさらに検討すべき事項。

3点目は、予算関連の柔軟な運営ということだと思いますが、事務局、応対をお願いします。

○長井食品製造卸売課長 食品製造卸売課長でございます。

1点目の経営展望につきましては、基本方針に基づきまして、それぞれの市場に策定をしていただいております。今、そういう御指摘もございましたし、経営展望のそれぞれの各市場のものを集約して、分析をしているところでございますので、それも踏まえながら、共通課題はどんなものがあるのかとか、そうしたものをまたおさらいして、御提示して、また情報提供なりもさせていただきたいと思っております。

2番目は、制度のことも含めて、卸売市場をどうしていくのかというお話だと思いますけれども、基本方針を平成22年10月につくりまして、5年でいいますともう半分経過しておりますので、そういうものも踏まえまして、次の基本方針というものもありますので、そういうことも見据えながら、少し分析というか、おさらい的なものを行って市場を取り巻く状況も含めて、いろいろとまた御議論をさせていただきながら、検証をしていきたいと思っております。

予算につきましては、先ほど申し上げました強い農業づくり交付金でありますとか、25年度に新たに市場のネットワークの予算なども確保しておりますので、いろいろ工夫しながら、市場間の整備が図れるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 関連した事項で申し上げたいのですが、日本スーパーマーケット協会の大塚と申します。

諸問に関する事項ではなく、要望を申し上げたいと思います。関連ということで発言させていただきたいのですが、最近、地方、ローカルエリアで店舗展開する日本スーパーマーケット協会会員会社から市場に対する不満が大変上がるようになってきております。

それは其々のエリアに根差した市場では、充分な品揃えを満たすことができにくくなっているということです。その結果として遠方にある、20kmも、30kmも離れている遠いところの市場まで仕入れに行かなくてはならなくなつたという意見が多く寄せられるようになってまいりました。

これまで日本のスーパーマーケットは生鮮の売上構成比が高く、規模の経済というのは余り働かなかつたわけでございます。生鮮物でございますので、たくさん買うから安くなるということではなく、その企業規模に応じた仕入れを上手にすることによって業績を伸ばすということができたわけでございます。その結果として、現在でもスーパーマーケット企業数は1,000社以上あるわけでございます。店舗数も全国では、1万7,000～8,000店舗残っているのですが、最近では、上位集中がじわじわと進み始めてしております。商社機能を持っているところから仕入れるとか、まとめて買うことの出来るところからの仕入にどんどん移り始めているようで、結果としての状況もあるのでしょうか、地方の市場だけでは、なかなか目標とする品揃えができにくくなつてきているということです。

地域に立脚したスーパーマーケットの存在は、大変重要なものだと思っておりますし、市場が活性していることは生活者のためにも必要なものでございます。一層の規制緩和を推進して頂きたいとお願いする次第です。例えば商物一致原則のより一層の緩和がなされること、卸ないしは中卸が基礎的な利益を上げ易く出来るようになることも踏まえ、さまざまな緩和等々の措置をとっていただけたらということでございます。

大野委員とは逆の買う側からの意見ということで、述べさせていただきました。

○山口部会長 小売り段階が大型化をし、全国化をする。そういう変化に基づいた卸にも求められることがあるという趣旨だと思いますけれども、コメントをお願いします。

○長井食品製造卸売課長 今、お話しがございましたが、まさにその問題意識のもとで第9次の基本方針をつくらせていただいて、市場間のネットワークでありますとか、拠点市場といいういろいろな御議論もありましたけれども、そういうこともさせていただいております。

そういう意味で、まだまだそのところがネットワーク化も含めて、うまく進んでいないということだと思いますので、それも含めて、我々もまたしっかりとそこのところを取り組んでいきたいと思っております。

商物分離の話も、規制緩和のお話がございましたけれども、これ自体も基本方針の中で、

かなり今の枠の中でやれる部分なり、今、おっしゃられた仲卸機能の発揮などもうたっているのですが、その部分も含めて、またもう一頑張りやっていきたいと思っております。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろな御意見をありがとうございました。要望あるいは御質問、確認といった内容が主体だったと思います。内容について、特段御異論はなかったと思います。

そこで、農林水産大臣から諮問がありました第9次中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定の解除について、適當と認めてよいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山口部会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

本部会の議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第6項の規定によりまして、審議会の議決とすることとされております。したがって、本部会の部会長である私から、農林水産大臣に適當である旨の答申を行いたいと思います。

次に、事務局からの報告事項に移ります。

先ほどお話ししましたとおり、3点のまず1点目について、昨年3月に本部会で議論をいただきました「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップについて、報告をお願いします。

○池淵食品小売サービス課長 食品小売サービス課長でございます。

お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップということでございます。

1枚めくっていますと目次がございますが、昨年3月にこのビジョンを作成いたしまして、1年が経過しております。その際、参考2でございますが、工程表もあわせてつくりまして、その工程表に沿った施策の取組状況、進捗状況がどうなっているかにつきまして御説明させていただきます。

オレンジ色の取り組みが行政の取り組み、緑色の取り組みが民間の取り組みということで、時間の関係もございますので、行政の取り組みを中心に御説明させていただきます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、農林漁業成長産業化ということでございます。

これは、一番大きなポイントはファンドの創設ということで、私どもは「A-FIVE」と呼んでおりますけれども、昨年8月に法律が成立しまして、この2月からA-FIVEが開業しております。今後は、このファンドを本格的に始動していくということで、この25日に上から4つ目のポツにございます18のサブファンドへの支援を決定したということで、年度内には18のサブファンドが設立されるということでございます。

今後は、翌25年度内には35~40程度のファンドを設立する目標で取り組んでいくということでございます。

成長産業化ということで、6次産業化の取り組み状況ということで、ボランタリープランナーを含め育成していくということでございました。昨年は777名でございましたが、昨年の10月時点で1,300人を超える方に登録をいただいているということでございます。

6次産業化の認定件数も緑の枠で囲っておりますが、2月時点で1,298件と着実に増えており、今後はこの6次産業化、ファンドを通じて、プランナーとの連携により、国段階の専門性の高いサポート、県段階の地域特性に応じたサポート体制を組み合わせて取り組みを推進していくということでございます。

その際、一番下にございます産業連携ネットワークに962の企業、団体に参加いただきまして、異業種間の交流を進めているということでございます。

成長産業化は以上でございます。

2ページは、イノベーション等による新たな需要・市場の構築でございます。

1つは、新事業の創出ございまして、緑と水の環境技術革命プロジェクトを推進しているということでございます。新技術を活用した商品等の事業可能性調査、新技術を農林漁業、食品産業に導入する場合の技術実証に対し、支援を行っております。今後さらにこういった市場ニーズに即した事業創出を推進するため、右側にございますように、新たな総合戦略の策定に取り組んでいくということでございます。

2つ目、高齢化社会に向けての対応でございます。2つ目は農業が医療や食と連携をしていく、これは、まずはいろいろな今後の施策の指針となるグランドデザインを作成しようということで、23年度から取り組んでおりまして、25年度中にはグランドデザインを策定し、将来的には医食農連携のための制度的枠組みの構築も視野に入れて検討していくということでございます。

3つ目は健康・介護食品市場への対応ということでございます。これはこの2月に有識者等々の方々を構成員とします「これからの中介食品をめぐる論点整理の会」を設置しておりまして、今年6月には論点を整理する予定でございます。介護食品の規格とか基準がまだ統一的なものが整備されていないこともありますので、そういうことを視野に入れながら検討していくということでございます。

それから、新製品、新サービスの開発とか、特に下にございますアジア等海外市場の展開という面では、右側の取組方向に書いてございますが、輸出のMade in Japanと、Made by Japan、食品産業の海外展開を同時に推進していくということでございます。

3ページ目は、輸出の促進ということでございます。

真ん中に輸出額の推移を書いてございます。平成24年は前年比0.3%減の4,497億円ですが、4月～12月で見ますと3,456億円と前年同期比4.4%増加になっております。今後は、国際見本市、ジャパンパビリオンの設置とか、海外バイヤーの招聘など、これまで取り組んでまいりましたが、今後はJETROとの連携を強化して、川上から川下までの総合的なビジネスサポート体制を構築していくとか、今国会のHACCP支援法の改正法を出しておりますが、このHACCPの導入というのが、今回の改正法では輸出促進に資するのだということを明確に

方向性として打ち出しているということもありまして、HACCPにも取り組んでいくということをございます。

今、輸出でネックになっておりますのは、真ん中にございますように、原発事故に伴う諸外国への輸入規制でございます。この緩和を働きかけているわけでございますけれども、これまで36の国・地域で輸入規制を緩和しております。特にカナダ、ミャンマーなど10カ国は全ての規制を撤廃しております。ただ、まだ中国を始めとしまして、44の国・地域で輸入禁止なり何らかの規制が残っております。これは科学的な根拠に基づきまして、緩和、撤廃を要請していくということでございます。

一番下に日本食文化の普及とございます。これは輸出に当たって、併せて日本食のすばらしさや食文化のすばらしさを普及していくため、昨年初めて食と農林漁業の祭典というものを開催しておりますし、2015年にはミラノ国際博覧会、これは農林水産省も経済産業省と共同幹事として取り組んでおりますが、食をテーマとして開催される博覧会への政府出典を通じまして、食文化の魅力を発信していくという取り組みでございます。これは3月中に基本計画を策定いたしまして、今後、実施計画を策定していくといったことでございます。

4ページ目、食品の量・質両面での安定供給でございます。

1つは、東日本大震災を踏まえた課題と今後の対策ということで、震災時に東北の物流拠点が被災して、バックアップがなかなかできなかつたという面がございました。そういう教訓を今後の震災なり、災害にどのように生かしていくかを今、検討しております。特に今後は、災害時にも機能する食品のサプライチェーンの構築ということで、首都直下地震とか、南海トラフ地震が想定される地域においても、こういった事業者間の連携なり協力を強化するとともに、シミュレーション等も実施していくことといたします。

真ん中に、商品先物市場の機能強化ということでございます。これは昨年の9月に金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立いたしまして、今後、総合取引所の創設に向けた取り組みを推進していくということでございます。

4つ目は、食料品アクセス問題への対応ということで、これも高齢化社会に向けて、周りに店舗がなくて、買い物に不便や困難を感じている、特に高齢者を中心に行なった方々がふえておりますので、関係省庁と連携しまして、施策の情報をポータルサイトで提供したり、全国の市町村での対策の実態を調査したりしております。これは今後とも関係省庁と連携をして、課題を整理し、施策に反映していくことでございます。

5ページ目は、食品の安全・消費者の信頼確保でございます。

先ほど御説明しましたHACCPの関係でございます。平成10年にHACCP支援法が制定されまして、5年ごとに見直してきたわけでございますけれども、大企業では7割程度もう既に導入されておりますが、中小企業はまだ3割にも満たない導入率ということになっております。投資額が大きいとか、いろいろな問題があると聞いております。

取組方向にあるように今回の法改正案では、HACCPをいきなり導入することではな

くて、その前段階となります「高度化基盤整備」という、例えば手洗い施設を導入するとか、野菜の洗浄機を入れるとか、ステップ・バイ・ステップでHACCP導入に向けて取り組んでいくような方も支援の対象とし、法の有効期限も10年間に延長するということで、今国会の改正法案を提出しているということでございます。

4つ目に、食品中の放射性物質に関する理解の促進です。これはまだ農産物等に対する風評が根強く残っているところもござまして、関係省庁と連携しまして、基準値の考え方ですか、実際健康への影響、生産現場の取り組みなどについて説明会を実施して、これは引き続きリスクコミュニケーションを通じまして、わかりやすく丁寧に説明をしていき、理解をしていただくということでございます。あわせて、被災地のものを積極的に消費することで、「食べて応援しよう!」という取り組みも推進しているということでございます。

6ページ目は、持続可能な資源循環型社会の構築でございます。

これは食品廃棄物の問題ですか、バイオマス利活用の推進ということでございます。

食品廃棄物の発生抑制という面では、製造とか、卸とか、小売業者のデータが整いました16業種につきまして、発生抑制の目標値を2年間暫定的に設定しております。今後、その設定した目標の見直しとか、追加できる業種があれば、そういうものを追加していくといったことを講じていくということでございます。

特に真ん中に、民間の取り組みということでございますけれども、メーカー、卸、小売りで16社が参加して、商慣行を改善することで食品のロスの削減を行っていこうというワーキングチームを設置しております。この3月に中間取りまとめをしております。今後は、実際のいわゆる3分の1ルールですか、納品期限の見直しを行うパイロットプロジェクトを実施しまして、効果を検証して、業界全体へ普及していくということでございます。

一番下にバイオマス利活用の推進とございます。これは昨年9月に、農水省を含む7府省合同でバイオマス事業化戦略を策定して、関係府省が連携をして、実用化できる技術とか、バイオマスの選択と集中などによります事業化、産業化を推進していくということでございまして、右にございますように、今後バイオマス産業都市というものを構築するため、ただいま参加市町村を公募中ということでございます。

7ページ目は、事業活動の環境整備と協働のための枠組みの構築でございます。

先ほど御説明いたしました産業連携ネットワークも入りますけれども、プラットフォームの構築ということで、農水省が主導でフード・コミュニケーション・プロジェクト、いわゆるFCPをやっております。品質監査に関する研究会など、4つの研究会を開催しております。現在、1,140の企業、団体の方に参加していただいている。

今後、こういったFCPを6次産業化のツールとして、商品のPR、商談会シートなども整備されておりますので、6次産業化を推進するツールとして、活用・普及を促進していくということでございます。

2番目に、国際標準策定等への政策的支援というものがございます。これもFCPの中で「食

の信頼」標準化研究会というものを設けておりまして、農水省が運営を支援しております。これで食の信頼を確保する企画のあり方について色々と議論・提言をしておりまして、こういった議論・提言に基づきまして、我が国の食品産業の実態に即した国際標準の策定に向けて戦略的に検討していくということでございます。

一番下には、食の6次産業化に関する資格制度の策定ということで、これは食の6次産業化プロデューサーのキャリア段位制度ということで、実際に6次産業化に取り組んでおられる農林漁業者とか、食品産業事業者の方もこういった資格制度に参加しているような段位制度を設けて「わかる」「できる」という評価基準で段位制度を設けて推進していくということでございます。これも今、公募しているところでございます。

8ページ目は、基本的には民間の取り組みということでございますが、CSRなり、研究開発の推進、人材の育成ということで、ここにございますように、工場見学とか出前事業を通じまして、消費者とのコミュニケーション、ISO26000を活用した取り組みなども推進されています。

また、真ん中に「80%」とございますけれども、中小食品関係事業者が企業行動規範の策定なり見直しを行っているということで、その割合も徐々にふえているということ。

それから、産学官連携による研究開発や人材育成、特に人材の育成では、200の企業や団体で構成されたアグリフューチャージャパンが日本農業経営大学校の設立を準備しているとか、こういったことを通じて、今後グローバル化に対応した人材も育成していこうといった取り組みが進んでいるということでございます。

大変簡単ではございますが、以上、食品産業の将来ビジョンのフォローアップということでございます。

○山口部会長 それでは、今の説明に関して、御質問、御意見は多分たくさんあると思いますので、どうぞ。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 主婦連合会です。

1点教えていただきたいのですが、2ページの上から2番目の医食農連携グランドデザインの策定検討委員会が開催されて、進められているということなのですが、内容を簡単に御紹介いただければと思います。

関心があるのは、この中でいわゆる健康食品というのはどういう扱いになっているのかということを伺えればと思います。例えば健康食品に安易に依存しないでバランスよく食事をしましょうというあれなのか、あるいは健康食品も適切に正しく利用しながらいきましょうということなのか。その辺を教えていただければと思います。

○山口部会長 健康食品関連の御質問だと思います。

お願いします。

○池渕食品小売サービス課長 2ページの今の御質問のところで「賢食民度」と書いてございます。これは仮称でございますけれども、消費者の方が健康食品も含む食品の栄養素

は何に効果があるかということを理解していただいて、それをどの程度理解しているか、民度というか、その度合いをテストではないのですが、そういったことで意識を高めていただこうということを国民的な運動として展開してはどうかということで、それぞれの食品の持つ栄養素がどう体にいいのかということを調べて、それを普及していこうということで、今、御指摘のありました健康食品などもその中には含まれてくるということでございます。

まだイメージの段階ではございますが、大体そういったことを考えております。

○山口部会長 この関連では、例えば特保のような制度がありますけれども、あれが途中でいろいろな問題含みだったりもしましたが、そういうことも含めて、例えば「今後の取組方向」のところに「制度的枠組みの構築を検討」とありますが、この中には今のような中身も含まれるのでしょうか。

○池淵食品小売サービス課長 これは医食農ですので、例えば「未病」という言葉がございます。未病を予防するための未病食とか、そういうものを確立していくとか、病気の方には薬と食事のベストミックスで病気を治していただくとか、将来的にはそれで医療費を削減していただくということを念頭に置いておりますので、そういうものを法制度といいますか、将来的にはその基本法的なものをつくっていくようなことも視野に入れて検討しております。今、部会長がおっしゃいました特保とともに入ってきますので、これは関係省庁との連携も必要になってくるということでございます。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 幾つかあるのですが、まず5ページの食品中の放射性物質に関する理解促進のところです。リスクコミュニケーションは関係省庁が非常によくやっていらっしゃるのはわかっているのですけれども、なかなか消費者の理解が進まないと聞いておりまして、リスクコミュニケーションは大変重要なのですけれども、そもそも食品の安全といったものについて、国であるとか、事業者の取り組みであるといったところが、消費者自身が十分理解していないというところで、リスクだけコミュニケーションされても理解は進まないのではないかというところで、やはり基本的な消費者教育の部分であるとかをしっかりと連携などしていくことが最終的には理解が進むのではないかと思いますので、ここは要望ですが、そういった消費者教育ともしっかりと連携をして進めていただきたいと思います。

2点目として6ページです。食品ロスの削減のところで、流通事業者の理解というのも非常に必要だと伺っておりまして、よく3分の1ルールなども聞いております。恐らくこの会議などでその話も出ているかと思いますので、そういった流通事業者の協力はどのような方向で話が進められているのかというところをお聞きしたいです。あと、ここについても事業者だけではなく、消費者の理解というのも必要なので、そういった観点での話がされているのかどうかというところで進捗をお伺いしたいと思います。

たくさんあって申しわけありません。次に、7ページの国際標準策定の政策的支援とい

うことで、食の信頼というところが掲げられているのですが、実は国際標準というのが食の信頼だけではなくて、先ほど介護食品の話もありました。介護食品の基準なども、実は範囲としては考えられるかと思いますと同時に、次の8ページにあるステークホルダーとのコミュニケーションの推進というところで、CSRの観点で、実は消費者とのコミュニケーションだけが掲げられているのですが、CSRであるとか、ISO26000というのは単に消費者とのコミュニケーションだけではなくて、今、社会で何が課題なのかというところを政府あるいは事業者、消費者とともに課題を解決していくという視点が大事なので、話があっちこっち行って恐縮ですが、そういったところも標準化という観点で考えられると同時に、8ページのステークホルダーとのコミュニケーションだけではなくて、CSRの観点で消費者課題としてそういった安全であるとか、今、食をめぐる課題をどう解決していくかという観点でも、さらに一層取り組みが進むようにしていただければと思います。

○山口部会長 非常に前向きな問題提起が多かったと思いますけれども、それをお願いします。

○池淵食品小売サービス課長 ありがとうございます。

リスクの放射性物質の関係も、まさに御指摘のとおりでございますので、これは関係省庁ともやっておりますので、なかなかまだ理解していない部分もございます。新しい基準値の考え方も含め、そういったものも、消費者教育とリンクさせながらやっていくということで、御指摘を踏まえて対応していきたいと思います。

○山口部会長 2番目は食品ロスの問題ですね。

○野津山バイオマス循環資源課長 食品ロスのところでございますが、製造だけではなくて、卸、小売りの業界の代表の皆さんにも入っていただきまして、16社でワーキングチームをつくって、中間まとめをしました。

その中に、1つは、いわゆる3分の1ルールというものをこの際、思い切って見直していこうということで、今、具体的にパイロットプロジェクトということで、3分の1から2分の1を念頭に置いていますが、実際やってみて、もちろん食品ロスの削減にもなりますが、恐らくいろんな意味でのコストの削減とかにもつながりますので、まずそういうことを具体的な行動としてやっていこうと思っております。

それから、中間取りまとめ中には、賞味期限等に関する消費者の理解をきちんと得ていくことが非常に大事だということも書いておりまして、こちらのほうは資料6ページの食品ロスのところにありますが、消費者庁を含む5省庁で食品ロスの削減に向けた関係省庁連絡会議というものをつくっておりますので、この枠組みを使いながら、消費者の理解を得ていくようなことも併せて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○國井企画課長 最後、3点目の国際標準については、御意見を頂戴いたしました。

この取組については、我が国の食品事業者が普段熱心に取り組んでおられる取組を国際的な基準ということで打ち出していけないかということで検討しているものでございます。

先ほど、介護食品という基準もあるのではないかということお話しもありましたが、介護食品については、先ほど説明があったとおり、別途課題等の検討が行われておりますので、そちらの方などとも今後においては連携をとっていくのかと思います。

あとは、当然のことではありますけれども、まさに食の信頼ということは、消費者に信頼を得るということでございますので、FCPの中での検討会では、そういった観点からの議論もしていただいておりますので、CSRの観点も含め、しっかり考え方を取り入れながらやつていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

これは私も一委員としてですけれども、放射能のリスクの問題というものは、いろいろな表現でもって各省庁も努力されていると思うのです。あの中に非常にわかりやすい図式があって、つまり、食品に関して今度できた基準がどういうレベルのものであるか。それに対して検査結果がどういうレベルか。つまり、人体に対してほかのことでもってその影響を受ける。そういう数字のレベルと、今、食品で議論されているレベルを比較すると、桁が随分違う、下の話をしているのです。そのことがわかることがとても不安を小さくできる1つだと思うので、そうでなくとも、大変に中身が素人わかりしにくいものですから、わかりやすく要約をして、それをできるだけビジュアルにして、言ってみれば、マークみたいな感じの表現を何とかつくり出して、それをあらゆる機会にお伝えするということが非常に大事なような気がするのです。方法論ですけれどもね。

ほかにいかがでしょうか。

青山委員、どうぞ。

○青山委員 6次産業化の1ページのところでお伺いしたいのですが、プランナーの登録数、認定件数は出ておりますが、私としては、実績ができれば知りたかったです。

きのう、事前説明で伺ったときに、2年後でないと当年の実績がわからないという答えでした。ですので、13年の実績は15年にならないとわからないということで、これだけギャップがあると、なかなか計画どおり3兆円、10兆円という計画を達成するのも難しいと思います。

もし、実績を検証する期間をもう少し短縮することができるようでしたら、お願ひしたいと思います。実績だけを見て、6次化がうまくいっている、いっていないということを判断するのは、また非常に一面的な見方だと思うのですが、国民も農業者も非常にそこに関心を持っていると思います。ファンドという大きな事業を実施されると、なおさら国民は関心をそこに向けると思いますので、お願ひできればと思います。

現場を取材していますと、皆さん苦労していらっしゃるのです。初めなので当然なのですけれども、加工品を買ってくれるお客様を見つけるのが大変だとか、あるいは加工品をつくりたいのだけれども、ロットが多くて、なかなか小さいロットでつくってくれる企業さんを見つけるのが大変だとか、初めは初動なので苦労するのは当然だと思うのです。ですから、売上げがもしかしたら実績は小さいかも知れないのです。でも、それを見せる

ことで、どこが問題点なのかということも私どももよくわかるし、そこを補てんしていくような政策が打てると思いますので、今後実績を出していただくことができるのでしたら、お願ひできればと思います。

以上です。

○山口部会長 実績の報告と、その後の改善につなげるために、早期化なり、中身の解析なりということだと思いますから、お願ひします。

○佐竹産業連携課長 6次化の認定部分だと思います。6次化法ができて、まだ確かにそんなに日はたっていない。2年だということがございまして、なかなかその辺の部分のフォローアップ、実績取りまとめというのが十分に行っていないというのは事実でございまして、全く御指摘のとおりでございます。

また、フォローアップの仕方をどういう形でフォローアップしていくのかということも含めて、今の御指摘を踏まえながら考えていきたいという状況でございます。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

○青山委員 2年間というのは、なかなか難しいのでしょうか。

プランナーの方は、そういうことをやるのがお仕事なのではないかと思うのですけれどもね。

○佐竹産業連携課長 まず、事前の説明は私が行っていたわけではないのですが、2年かかるというのは、6次産業化の統計、これは統計処理でどうしてもかかってしまうという話だと思います。それに対して、先ほど答えたということでございますので、ある程度時間がかかるというのはしようがないという話だと思います。

それはそれといたしまして、6次化認定を受けた人がしっかりとフォローアップをしていかなければいけないという別の話がございまして、その議論の中で私が申し上げたのは、法律ができてからまだ2年ということで、最初に認定を受けた200ぐらいの事業者が2年しかたっていないという意味だったのですが、いずれにしろそういうところで報告を受けつつ、必要に応じてはプランナーに入っていただいてやっていかなければいけないというと、全くそのとおりでございまして、そのやり方も含めて、あとどういう形で取りまとめて公表していくかということも含めて、今の御指摘も踏まえながら検討してまいりたいということを前半に申し上げたということでございます。

○山口部会長 局長、補足ございますか。

○針原食料産業局長 この経過から御説明しますと、今の御指摘はPDCAサイクルをどうやってうまく機能させるかという点だと思うのです。PDCAを効かせる際には、認定した1,300件については、認定後の経営状況をきちんと把握して、プランナーも含めたPDCAを効かせるという手法をとっていこうとしております。

ただ、私はこの6次化の推進を1年半前から担当して、最初の出だしのところと、今、局が新装開店しまして、6次化の取組みについて、方向性が若干変わっているという感じもしております。位置的に変えていくという点なのですが、最初の出だしは、農家のより

小さな取り組みを拾い上げて、少しでも経営改善に繋げていってほしいというところから始まったと思うのですが、それは非常に価値のあることだと思います。

ただ、そのときには3兆円とか10兆円とかという目標をつくらずに、そういう件数を稼ごうというアウトカムより、アウトプット的なことを念頭に置いてやったわけです。ただ、それをすることによって、同業他社の商売の機会との競合がでけて、価格競争になり、産業全体が落ち込むということを進める上では、マクロ的には考えていかなければいけない。そうすると、食品産業全体の100兆円を伸ばす中で、その伸ばした一部が農村部に振り分けられる。そのようなミクロ政策とマクロ政策が一体となったやり方をとらなければいけないのではないかというのは、食料産業局ができた後の思想でございます。

とすると、そういう小さな取組みで終わるのではなく、より大きな地域としての取組み。それを通じた新しいマーケットの形成、国内でも医食農連携のような健康分野とか、海外では海外展開という、そういう中でミクロとマクロを一致させるということをやっていかなければいけないと思っています。

今の統計の話は、ミクロの政策では認定農家についてPDCAを効かせるということで解決できるのですけれども、マクロの検証については、実を言うと、まだ十分な研究が出されていない。というのは、例えば不動産経済研究所というのは、不動産業は70兆円の売上げがあるわけですが、これについてはマクロ分析のほうには目が当てられております。ですから、不動産の売上げが伸びると景気がどうなるかというマクロ分析に頼るのですが、農水省は、むしろ農業の8兆円とか、全体の10兆円の分析をやって、100兆円に着目したマクロ分析手法というのは、まだできていないのです。ですから、私どもの課題として、ミクロとマクロを合致させる際に、マクロ分析手法をこれから開発していく、ミクロとしての事例研究はあるのだけれども、マクロ分析がない世界から本当にマクロ分析ができる世界に脱皮していくというのが1つの課題ではないかと思っている次第です。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 今の青山委員の御意見に私は同感でございます。この1ページのテーマは、これから日本の農業をどう進めていくかという大変大きなテーマで、重要だと思っております。ファンドの話も、プランナーの登録の話も、認定数も、ネットワークにおける異業種間の交流の話も大変重要だと思っているのですが、数の問題ではなくこれらをやっていく過程における色々な課題や問題点がもっともっとクローズアップされなければいけないのではないかと思います。問題、課題がどれだけ見える化されているかというのは、ここではわかりません。成果報告は、2年とか1年とかまとめて出てくるのかもしれません。そういうことではなくて、各施策を進めていく上で、その都度問題、課題がいっぱい出ているはずだと思うのです。それは農業従事者もそうでしょうし、加工されるほうもそうでしょうし、消費するほうもそうでしょうし、開発するところもそうだと思います。

いつも申し上げているのですけれども、開発というステップと、生産というステップと、

販売サービスというステップ、それぞれにおいて課題がたくさん出てくるのではないかと思います。その課題をぜひ見える化してほしい。開発のフェーズ、生産のフェーズ、販売サービスのフェーズ、流通のフェーズというところで課題はいろいろあるのでしょうか、それをもっともっと見える化して、それに対してなぜそうなったか、それに対してどういう対策をしたらいいかということをこういうところで表にして、議論していったほうがいいのではないかと思います。それを産官学あわせてみんなでやらなければいけない。誰がどういうふうに進めていったらいいのか、一緒にどういうふうに進めていったらいいのかという進め方のところまで突っ込んで議論をして、方向を見出すというのが大変重要なところではないかと思いました。そのときに、先ほど開発、生産、販売サービスと申しましたけれども、人材育成も含めて人はどうなのか、お金はどうなのか、物をどうするのか、仕組みをどうやって進めていくかという観点からも、問題をクローズアップしてほしいと思います。そうすると、随分と見える化されて、皆さん協力して、どこをどう進めていいかということがわかり出して前へ進むのではないでしょうか。それを期限を切って、2年でまとめようとか、1年でまとめようとかいうのではなくて、その都度はっきりと問題をクローズアップさせ、それお議論をして、1年たったときにもう一度、整理してみるというステップをぜひやってほしい。

ここで「今後の取組方向」とだけ書くのではなく、どういう課題、問題がどういう要因で出てきたかということを記述し、それに対してどういう方向づけをするかということまで説明していただると、みんなもっともっとわかりやすいのではないかと思います。それにより、進める方も共通認識ができるのではないかという気がいたしますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○山口部会長 ありがとうございました。

事務局からお答えいただけますか。

○針原食料産業局長 確かにこの資料のつくり方が、私はやっていますという資料になっておりますので、そういう感じになると思います。非常に重要な御指摘でございます。

まず、自ら問題点を見る化することで、自分で問題点を定義するという取組みをしていきたいと思っております。

○渡辺委員 企業でいいと、きれいな結果だけの報告は要らないと言っているのです。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○藤田委員 藤田です。

バイオマスの件と、あと、人材育成のところでお聞きしたいのですけれども、地元でここ数年、バイオマスの話が出てきまして、ソーラーの敷地とか、開発が非常に活発になっているということで、進んでいる気がするのです。一方で、面積を確保する際に、農地を獲得する場合に、所有権と使いたい業者の方のすり合わせといいますか、基本的には、長い間、農地として使っていない、いわゆる耕作放棄地だと思っているのですが、これから

こういうバイオマスを含めて規模の拡大をする上で、農業を含めてですが、農作業をする、あるいは農業をする行為を、もう少し農地を所有するという所有権ということもありますけれども、また違った考え方を入れながら進めていかないと、なかなかこういうバイオマスの事業を拡大するためには、ちょっとその辺の障害があるのかなというところで、農地のあり方をこれからどういう形で考えていくのか。新しい考え方が必要なのではないかということをちょっとお聞きできればと思います。

一方、グローバル化に対応した人材育成の推進というところであるのですけれども、農業の現場で、例えば生産農家さんが、グローバル化に対応した人材という形のイメージがどういうものか、もしあれば教えていただければというところが1点。

あと、何回か話を聞いたり、質問をしたりしているのですけれども、農家、農村で少子化がますます、5年、10年という形ではっきり見えてくると思うのです。その場合に、若い人が減っていく中で、いかにして若い人を地元に入れるか。

一方で、今、海外からの留学生とかの話がありますけれども、農家の方は、海外に土地を持っていくことができないということなので、海外での若い海外実習生、研修生が入ってきてているわけです。事故のところは非常に問題になって、目につくのですけれども、大体その方がきちんと農業をして帰っていると思うのです。そういうところの評価をしてほしい。

あと、これからいろいろな経済交流の関係で自給率が一方で下がっていく。逆に言えば、食生活が豊かになっていくということにあると思うのですけれども、彼らが日本の高度な農業の技術を含めて、農薬の管理とか、そういうものをきちんと学んだ上で、海外で農業をきちんとするということがあって、いいものが日本に返ってくるということも含めて、新しい生産力とか、そういうところを超えた草の根的な交流の考え方があつてもいいのかなと思っているのです。その辺を含めてお願ひできればと思います。

○山口部会長 1点目は農地の所有権との絡みの話ですが、これは農地の大規模化も含めて結構大変な問題だと思います。2点目は人材育成。2つについてお願ひします。

○野津山バイオマス循環資源課長 バイオマスもそうですが、再生可能エネルギー等、農村に色々な資源がございますから、これを使って再生エネルギーを生み出すと同時に、それを活性化とか、農業振興に繋げていくことは非常に大事だと思っておりまして、そのときに、優良農地はきっと残していくかなければいけませんし、同時に再生可能エネルギーにも使えるところは使っていかなければいけないということで、そこをどうしていくかが非常に大事なことだと思っておりまして、そのための整理をしていくための法案も実は検討しております、そういうことも含めて、優良農地はちゃんと残していきながら、再生可能エネルギーも強化して、農山漁村の活性化につなげていくような方向を検討なり、模索していくかと思っております。

○池淵食品小売サービス課長 人材育成でございますが、これは農家のこと、農業のこと、新規就農者というお話でよろしいのですね。

新規就農が最近は、大体1万4,000人ぐらい毎年入っておりますけれども、最近、21年に農地法を改正しまして、法改正後、農業生産法人がかなりふえてきております。農業法人も法改正前の5倍ぐらいにふえておりますので、いきなり農業者になるのではなくて、生産法人で就農する方もふえておりますので、そういう面では、新規就農をふやしていく基盤はできつつあるということでございます。

あと、今後、基幹的農業に従事する方を踏まえますと、毎年1万人程度ではなくて、もっと、2万人ぐらい新規就農していかなければいけないという試算もございます。つまり、毎年倍増していかなければいけないということがありまして、これは制度的に新規就農をするような方に年間150万円を7年間交付するという政策も講じたところでございますので、こういった面で新規就農者をふやしていくということでございます。

外国の研修生というのは、これはあくまでも、国際協力の観点でやっておりまして、実質的には、労働力として非常に重要な位置づけになっているのかもしれませんけれども、これはあくまでも出身国に帰国後に現地の農業で日本の農業技術を普及していただくというのが目的でございます。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

○藤田委員 基本的に若い人が減っていく中で2万人、1万人とあるのですけれども、それは果たして可能かというところを心配しているのです。全体に若い人が減っていくことが見えているわけですね。ということは、結局、生産軸が減少していくことになって、なおかつ十分、農業がふえていくというところがなかなかどうなのかなというところがやはり心配としてあるのです。だから、あわせてそれと同時に、海外の若い人たちも有効に協力が必要なのかなというところです。

○山口部会長 どうぞ。

○古谷委員 今、自給率の向上というお言葉も出ていましたけれども、そんな面からも、持続可能な循環型社会というところで、例えば食品残渣からのエコフィードですか、飼料用米ですか、そういう生産の推進はとても寄与することだと思っているのですが、そのあたりは特に、今回、施策として、取り組みとしては盛り込まれてなかったでしょうか。ちょっと教えてください。

○野津山バイオマス循環資源課長 食品廃棄物の再生利用といった場合に、一番優先的に取り組むのは、家畜のえさとして利用してきているということで、そこが今でも一番多いということでございまして、特に今、えさが高騰しておりますから、ここについては、25年度の予算も含めてさらに強化をしていきたいと思っております。

同時に、えさにしようすると、非常に厳密な分別をしていただかないといけなくて、なかなかそこまで難しいので、メタン発酵という技術を使って、バイオガスをとって、残った消化液を堆肥として農地に戻していくといったことも含めて、食品廃棄物の再生利用を関係省庁と一緒にになってやっていきたいと思っております。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

○古谷委員 お米のほうは。

○山口部会長 どうぞ。

○野津山バイオマス循環資源課長 米のほうも、転作の一環として飼料米を強力に進めておりますので、そういう形も含めてやっていきたいと思っております。

○山口部会長 どうぞ。

○柴田委員 柴田です。

9ページの食品産業の将来ビジョンの部分ですけれども、以前にも質問を申し上げたのですが、農林漁業の成長産業化は大いに期待はしているわけですが、食品産業全体の市場規模の拡大、あるいはそのうちの農林漁業部分の成長について見ていくと、付加価値で市場を拡大するともとれますか、このうち、ただ付加価値だけでは市場の拡大は難しいのではないか。当然、生産量の拡大も伴うと認識しているのですが、こういう認識でよろしいのか。その場合、国内の現行の耕作放棄地を含めて、国内の農業資源なり、水資源も含めて、資源のフル活用を図っていく考え方がこのビジョンの中には見られていないわけあります。

6ページの持続可能な循環型社会という部分については、食品のロスの部分と廃棄物の発生抑制の2つにとどまっているわけですけれども、私は、やはり国内のそもそも資源がフルに活用されていない部分も織り込むべきではないかという気がいたします。

もう一つ、将来ビジョン全体で輸出の拡大をうたっているわけですけれども、その4ページの部分で食品の量・質両面での安定供給という部分ですが、真ん中に食品先物市場の機能強化とありますが、現実を見ると、先物市場はじり貧状態にあると思うのですが、具体的に積極的に活用していくということをうたっているわけですが、具体的な中身というか、これは何かお考えがあるのかどうかという点であります。

○山口部会長 大きく2点です。市場拡大の話と輸出拡大。

お願いします。

○池淵食品小売サービス課長 市場規模を拡大していくことで、当然ながら、生産量、付加価値だけではなくて、生産量も大きくして、それは国内市場が成熟しておりますので、増大分は輸出に振り向けていくとか、そういったことで、海外展開と輸出を組み合わせて推進していくということでございます。

資源のフル活用という言葉はビジョンでは使っておりませんが、資源循環から始まるバリューチェーンを構築していくのだということを明確に打ち出しておりますので、そういった面では、委員の御指摘の農山村の資源をフル活用にして、それを活用していく、バリューチェーンを構築していくのだということを打っております。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

○柴田委員 商品先物の強化ということは。

○山口部会長 どうぞ。

○溝口商品取引グループ課長補佐 商品取引グループの溝口と申します。

商品先物市場の機能強化につきましては、先ほどご覧いただいた資料にございますように、金融商品取引法の一部を改正する法律が昨年9月に成立し、いわゆる金融商品と商品先物を一体的に扱える総合取引所の実現に向けた法的な環境整備が行われたわけでございまして、今後は総合取引所というのを、実際には日本取引所グループ、東京商品取引所といったそれぞれの取引所が具体的にどうするか、これから検討していくことになると思うのですけれども、国としましても、金融庁、経済産業省、農林水産省の3省庁で商品先物取引活性化等協議会等を設置しているところです。また、産業構造審議会でも、商品先物市場の活性化についての議論がなされているところでございまして、そうしたところで、商品先物市場の機能強化について、今後、具体的に検討が進められることになろうかと思います。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

非常に活発な御意見をいただきました。

残った部分、最後にほかのことも含めましてあればいただくことにして、次の説明事項、2点に参りたいと思います。

まず、1つ目は「グローバルな『食市場』の獲得について」の報告をお願いします。

○小川輸出グループ長 輸出を担当しております、小川でございます。

資料3に基づきまして、説明をいたします。

タイトルが「グローバルな『食市場』の獲得について」ということで、これは、食料産業局に焦点が当たっておりますけれども、今後、農林水産省が進んでいく方向につきまして御紹介ということが趣旨でございます。

全体としては、表紙を除きますと、3枚だけの紙でございますけれども、これはちょうど2月18日、前回この部会の懇談会が行われた日でございますが、産業競争力会議が同時に政府で行われておりますので、その際に林農林水産大臣が攻めの農林水産業というものにつきましてプレゼンテーションをした資料の中から、当局関係の事項を抜粋したものでございます。

林農林水産大臣の全体の説明自体は3つの柱からなっておりまして、一番最初の柱が「需要フロンティア」と左上に書いてございますけれども、その柱。2番目の柱が「バリューチェーン」。このバリューチェーンという柱の中では、先ほど池淵課長が説明いたしました、6次化ですか、A-FIVEの話が中心に書かれております。3つ目が「生産現場の強化」ということで、農業構造の改革ということがあります。

この3つの柱のうちの1つ目として、1ページに書いてございます「需要フロンティア」というものがありました。

大臣自体、説明時間が非常に限られておりましたので、この1枚の中にぎゅっと情報が押し込まれている形になっておりますが、そのエッセンスについて、きょう、御説明したいと思います。

「需要フロンティア」の1ページ目一番上の四角がこのページの中で、まさに伝えたいメッセージが書いてございます。

今後10年で倍増が見込まれる世界の食市場に、日本の農林水産物・食品が評価される環境を整備し、日本の「食文化・食産業」(Made by Japan)の海外展開と日本の農林水産物・食品(Made in Japan)の輸出促進を同時に推進する。

2番目の○は、国内のものでございます。今、グローバルに焦点を当てておりますので、時間の関係もありますので、一番上の○の部分について説明をさせていただきます。

今後10年で倍増が見込まれる世界の食市場ということについて共通の認識を持たせていただきますと、例えばA.T.カーニーというコンサル会社が推計をしているところでいいますと、2009年から2020年の間に世界の食市場、これは日本を除いて世界がどのくらい伸びるかという目で見ても、340兆から680兆に倍増していくという急激な経済成長が見込まれる。その中でも、特に中国、インドも含めた、いわゆる広義な意味でのアジアで見ますと、その中でも、そのエリアだけでいえば、3倍以上の伸びが見込まれるということです。

したがって、そういった急成長を遂げる世界の食市場は、当然、その国自体の経済成長で飲み込んでいくものでございますけれども、それ以外の国々も海外展開、あるいは輸出の増加といったことで、進出をしていくわけでございます。その流れに乗り遅れないということで、積極的に日本も出ていくということで、これを日本の経済成長のエンジンにしていこうではないかということでございます。

2番目の、まさに日本の農林水産物、食品が評価される環境ということでございますが、これに積極的に出ていくときに、引っ張っていってくれる推進力は何なのかということで、例えば「これから」と下のオレンジ色の矢印のようなところの真ん中のあたりの四角がございますけれども、「日本の『食文化』の力によるグローバルな『食市場』の獲得」ということで位置づけているところでございます。

例えば中国ですか、アメリカですか、コストで、価格の安さで出していくというものもあるかと思いますけれども、日本の場合、牽引力というのは、まさに日本食の文化を鍵とできないかということで提示されているところでございます。

皆様も恐らく共通認識を持っていただけると思いますが、食自体は人間ですので、いろいろなリクエストがあって、例えばCNNですか、あるいはホテルの予約サイトですか、世界でどこの食事が一番おいしいかというアンケートはさまざま行われています。フランス、イタリア、スペイン、中国、日本のどこかが大体1位から5位までを形成すると思います。直近ですと、3月にJETROが日本食品に対する海外消費者アンケートというものをとってみたところ、中国、香港、台湾、韓国、アメリカ、フランス、イタリアの7カ国でインターネット方式で調査をしたところ、ほとんどの国で日本食が1番だったということです。そういう食、あるいは食文化への支持を契機に、こういったグローバル展開を図つていこうということでございます。

今度はこれをでこに出ていくときの、出ていき方ということで、先ほど池渕課長の説明

にもありましたけれども、上のところに図がかいてございますが、2つのやり方があるだろうと。これまで輸出ということで焦点を当ててきたのですけれども、さらに下のところに矢印を書いてございますが、「海外展開支援のためのファンド」と。

例えばこれまでも産業革新機構さんとかで用意されているものもありますし、最も新しいもので申し上げますと、今回、国会に経済産業省さんのほうから提起されているクールジャパンファンドのようなものもございますけれども、そういったものも活用していって、国内の食品企業が海外に出ていくということ。世界の中での食品企業の積極的な展開をしていく。

あるいは、それとあわせて、先ほどこれもまた説明がありましたけれども、A-FIVEのようなものをつくりまして、国内の6次産業化業体というものをつくっていって、また、Made in Japanを出していく、それぞれのシナジー、相乗効果を得て、世界の食市場の拡大の中で、積極的に展開を繰り広げていこうということを目指しております。

1ページめくっていただきて、2ページ目、3ページ目を見開きで見ていただきますと、これも産業競争力会議で大臣がプレゼンしたときの本体と別に用意されました参考資料でございます。Made byとMade inのイメージを持っていただくということで、参考1でタイの和食店、インドネシアのコンビニの展開ということで、それぞれMade in、Made byのイメージを持っていただくということで資料をつけさせていただいております。

また、日本の食あるいは食文化を牽引力とするということでいいますと、今、私どもが積極的に取り組んでいるものの例を2つ、3ページでは掲げさせていただいております。

1つは、日本食文化のユネスコ無形文化遺産への登録申請、あるいは27年のミラノ国際博覧会、これは食をテーマにしておりますので、経済産業省さんとともに、農林水産省も本部として積極的にここでアピールをしていくことに取り組んでいるということでございます。

簡単で申しわけありませんが、以上でございます。

○山口部会長 次の2点目についても続けて説明を受けた上で、意見交換に入りたいと思います。

「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」について報告をお願いします。

○溝口商品取引グループ課長補佐 お米の先物取引の現状について御報告させていただきます。

資料4 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」でございます。

お米の先物取引は、そもそも世界最古のデリバティブ市場として、大阪の堂島で約230年前から開始されていたものでございますが、戦中・戦後、米の流通統制等を受けて中断しておりました。それが一昨年の8月から2年間の試験上場ということで、72年ぶりに再開されているところでございまして、現在、1年7カ月が経過したところでございますので、その現状について御報告をさせていただきたいと思います。

資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに先物価格の推移を示しております。取引の期限が一番先になる期先限月の価格をとっております。最近ですと、大体1万5,000円から1万6,000円といったところで推移しているところでございます。

現在、東京コメ、大阪コメという2つの商品が取引されております。東京コメと申しますのは、東京で受け渡しが行われる関東産のコシヒカリ、大阪コメといいますのは、大阪で受け渡しを行う北陸産のコシヒカリの価格でございます。

3ページは、1日の先物の平均の出来高の推移を示しております。

先物の場合は、1枚、2枚という枚数が取引の単位になっているわけですけれども、1日当たりの平均で申しますと、大体700枚前後で取引されているところでございます。

続きまして、4ページ、先ほどは1日の取引の出来高でございましたが、こちらは、いわゆるストックベースで見た取引のボリュームでございまして、取組高と言いますが、これにつきましては、直近ですと、大体、東京、大阪を合わせて4,000枚程度でございます。

5ページは、実際に先物市場を通じて現物のコメが受け渡された量と銘柄ごとの割合を示しております。量としましては、これまでの累計で約4,000トンが受け渡しされておりまして、その割合としては、約4分の3が福島県産のコシヒカリ、それに続いて新潟県産のコシヒカリ、その他の品種となっております。

続きまして、6ページ、取引の参加者について示しております。米を商いとして扱っている方々を当業者と呼んでおりますが、全体で見ますと、約2割は米の当業者の方々が取引に参加しているところでございます。

7ページは、参考、これは先物ではなくて、米の相対での取引における価格を農水省で調査しております、その価格の動向について整理しているものでございます。

非常に簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。

最後に、先物につきましては、賛成、反対、いろいろな意見がございまして、賛成の立場からは、公正・透明な市場で価格が決まるという意見もありますし、反対の立場からは、価格が乱高下する、あるいは十分な取引量が見込まれないといった意見など、いろいろな意見がございます。

2年間の試験上場は、今年の夏が1つの区切りでございますが、夏以降につきましては、取引所から何らかの申請が今後ありましたら、肃々と法律等に基づいて判断させていただくことになろうかと思います。

以上でございます。

○山口部会長 それでは、今、続けて御説明をした2点について御質問、御意見等があればどうぞ。

○三村委員 先ほどのお話の中で、食市場の獲得ということで、Made by JapanとMade in Japanという2つの概念について、実は、2ページを拝見して、指摘されていることはよくわかったのですけれども、実際、これまでのビジョンの流れからすると、日本の基本的にすぐれた食の素材とかというものについての海外における国際競争力を高めようというの

は、1つ大きな目標としてある。

そして、先ほど何度もお話が出てきましたように、輸出の基盤整備は大変重要だという話がございました。もちろん日本の食文化とか、あるいは日本の和食は大変すぐれたものであるということが前提でありますので、それを海外に普及していくという活動、その活動の中で日本企業が成長していただくというのは非常に大事なことだと思います。

ただ、もう一つ、どこか少し引っかかるのは、例えばインドネシアでのコンビニエンスストアの進出をして、成功をして、大根は現地調達という話とか、恐らく成功すればするほど、かなり食材等の調達も現地でという話で、例えばニューヨークのお寿司は米国産のお米がおいしいとかという話もございます。そうすると、どこのところでMade by JapanとMade in Japanがうまくバランスがとれるのかなというところについて、少し考えておく必要があるのかなという感じがいたします。

もしそうだとすると、輸出目標1兆円というのが少しおとなし過ぎて、もちろん実現可能性というのは当然ありますので、それをどこまでということですけれども、もう少し積極的な目標としていく過程の中で、それに向けたある意味での方針とか、インフラ整備とか、いろいろな話が出てくるのかなということでございます。

以上です。

○山口部会長 2点あったと思います。事務局、御説明をお願いします。

○小川輸出グループ長 御指摘ありがとうございます。

御指摘の点については、私もほぼ同じ問題意識を持っておりまして、確かにMade by Japanといったときには、世界の食市場が伸びていくときに、やはり食品ですので、出ていった企業さんは現地に合わせていくのが基本になっていって、修正を加えていく。その中で日本のコアを維持しつつ、例えばだしであるとか、味の部分についてキープしていく。したがって、割合の部分は現地調達の部分が多くなると思います。

ただ、一番大事な部分、日本食で伝えたい部分について維持しつつ、さらにもう一步進んで、より豊かになっていったときに本物を求めるということで、日本のMade inのほうに反映していくという構図で、そういう意味では、三角形で、下と上についているのは、それを伝えたいということで書いておったところです。

確かにニューヨークのお寿司などでも、おいしいものはおいしいと思います。マグロはニューヨークでは近海魚になりますので、フローズンはありませんので、そういう意味では、うまいところになるのですが、例えば全体で見ていったときに、光物、アジ、イワシ系は日本から輸出していくことになるというミクスチャー、あるいはこうやって食べているのだから、日本に行ったらどうなのだろうと。お寿司屋さんの映画が有名になったこともあります。そういう意味では、いつかは日本に行って食べてみようということで、総体として日本経済を引っ張っていくといった形で捉えていこうと考えております。

○山口部会長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○佐竹委員 食品の将来ビジョンの3ページ、ハラルについて、民間と書いてあるのですけれども、行政としては何かやっておられるわけですか。かかわりといいますか、ハラル食に対しての普及ですね。ここには、ハラル・ジャパン協会が24年10月設立と書いてあります。我々京都でも、レストランでハラル食がぼちぼち普及しつつありますので、食品に関して行政としてどのように対処させているのかについて、質問させていただきます。

○山口部会長 どうぞ。

○小川輸出グループ長 輸出のものでございますけれども、恐らく御关心は、イスラムの方で日本に住まれている方への提供ということですか。

○佐竹委員 いや、観光客対応です。

○小川輸出グループ長 輸出でございますと、ハラルの認証をとるためにかかる経費は補助事業の対象にしていますが、私の知る限りは、国内のところで、ハラルで推進するというものは、ソフト支援ではなくて、ハードで、例えばハラルですと、家畜などはハラルにのつとった屠殺方法、要は、押さえて首のところをすばっと切って、そのまま放血をずっとさせると。そのような施設への援助というのは、生産局の生産しているサイドではあつたかと思いますが、私たちの局で国内の部分についてはございませんと承知しています。

○佐竹委員 イスラム諸国からの観光客が増えつつありますので、御検討をお願いしたいと思います。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。

ビジョンも含めて、3つ共通で結構です。

どうぞ。

○小瀬委員 内容的なものよりも、むしろこれからの進め方で感じることでございますけれども、きょう、改めて食品産業の将来ビジョンをフォローアップという形の中でまとめていただき、御報告いただきました。改めて見ると、大変重要な問題で、広範囲の問題をこれだけたくさんやっていかなければならないと感じ、同時に、動き出したなということを感じているわけでございます。

個々の内容は別にいたしまして、私自身が感じることは、これを進めていく上で、きょうの参考資料にあります工程表の持つ意味が非常に大きいだろうということを感じさせていただいている。

この問題は、たしか食品部会で何回か前に御指摘があつて、数値、時間軸、あるいはきょう、まとめていらっしゃるように、事業者と行政の役割を明確にするということの中で、これは参考資料ではなくて、むしろ大きなものを動かすキーになる部分だと理解するわけでございます。

そういう面からいくと、短時間の中で工程表を非常によく、池淵さんのほうでつくってもらったと思うのですけれども、さらにこれから進めていくには、ここに出てこないレベルでの工程表のレベルをより具体的に、より後で検証できるように、より時間軸を入れて、

これをつくり上げていくということが何よりも後の仕事の進め方のスピードとか精度を決めてまいりますので、この場での報告ということではなしに、工程表の重要さを全体の中で共有していただくことが大事かなということで感じていますので、最後に申し上げておきます。

○山口部会長 工程表の必要性については、前に渡辺委員から御指摘をいただいて始まったと思いますけれども、もう一歩しっかり時間軸なり、内容を解析した上で工程表をしっかり追いかけてほしいということだと思います。

お願いします。

○池渕食品小売サービス課長 御指摘ありがとうございます。

工程表は、食品産業の将来ビジョンの一番最後につく一体的なものでございますので、この工程表の中身をフォローアップする形で御説明をさせていただきましたが、今の御指摘を踏まえまして、時間軸とか官民役割分担、数値も含めて今後もフォローアップを引き続きやっていきたいと考えております。

○山口部会長 どうぞ。

○渡辺委員 2つありますが、今の中にぜひ、プロセスが大事ですから、課題、問題をその都度、明確に出してほしいというお願いが1点です。

もう一つは、将来ビジョンの中で輸出の話が今、三村委員から出ましたけれども、私も、120兆円の中の1兆円の輸出というのは少ないなという感じがします。日本の農業の力をもってすれば、もっともっと多く輸出ができる可能性があると思います。

その中で大事なのは、この視点の中にちょっと欠けているのではないかと思っているのですが、グローバルな展開をするときに、自動車でもそうですけれども、競争力が物すごく大きなポイントになります。品質は大丈夫か、コストは大丈夫か、本当に商品そのものの開発力がどうかということの視点からいきますと、技術開発というところの視点が十分かという検証はもう一度しておいたほうがいいのではないかという気がします。

恐らく食品加工のハウスさんとか、味の素さんはいろいろな技術開発をしていますけれども、輸出をするときには、やはりローカルなベストをつくらなければいけない。つまり、グローバルベストと、先ほどおっしゃったように、日本のいいものをそのまま送ってオーケーの場合と、ローカルでベストなものを日本がつくっていくのだという観点からいくと、そのマーケットを十分調査して、そのマーケットに合うものをつくっていく、あるいはサービスをすることがすごく大事だと。それはローカルベストになるわけですから、そこにおける技術開発、商品開発が大変重要なになってくると思うのです。

技術開発について、ここはほとんどイノベーションという言葉で出しているのですけれども、どういう観点で、どういう開発をしていかなければいけないのか。それは民間に全部任せるとか、国がやらなければいけないのかという観点が私にはよくわからないのですけれども、その辺もよく検討していく必要があるのではないか。

特に、日本だけではなくて、海外へ展開していくところでは、そういう観点が非常に重

要ではないかと思っております。例えば流通でいくと、冷凍の技術は大変すぐれていると思いますし、保管の技術はすぐれていると思いますが、そういうことだけではなくて、商品開発における技術開発の視点はどう考えたらいいかというのは、大変重要ではないかなと思っておりませんので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○山口部会長 事務局、コメントありますか。

○池淵食品小売サービス課長 ありがとうございます。

研究開発、技術開発という面では、きょうは民間の取り組みを中心に取りまとめさせていただいておりますけれども、行政でも、例えば先ほどの医食農連携で機能性食品の、農産物の素材の機能性についていろいろ技術研究なども進んでおりますので、今後、御指摘を踏まえまして、工程表の中で、官における技術開発なり、技術研究開発の状況についても御報告させていただきたいと思います。

○山口部会長 私、ここで一委員としてちょっと発言をしたいのですけれども、今の競争力を生み出す源泉で、今、渡辺さんがおっしゃったとおり、技術は大事だと思うのですが、もう一つあっていいと思うのは、日本の産業界全体で今まで弱かったことですが、ルールをつくるところが一番強くなるのです。我々のルールを国際標準化するという視点があつて、このテーマは非常にふさわしいのです。6次産業化の中で、1次産業物がいかに日本のものがすぐれているか、あるいはそこから加工したものは当然、またすぐれているわけですけれども、そういうものを日本ブランドの裏づけとしてしっかりと固めをして、それと同じものができなければ、ほかはつくれないという国際標準化をぜひこの中に入れ込んでいただきたい。これは行政がやっていただかないと進まないことなので、ぜひお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほぼ皆様の御協力で、予定しておりましたテーマをカバーいたしました。

まことにありがとうございます。

ここで進行を事務局にお返しします。

○國井企画課長 山口会長、どうもありがとうございました。

今後の日程でございますけれども、部会長とも相談させていただいた上で、委員の皆様にまた御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、これをもちまして、「食料産業部会」を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。